

## 「臨時福祉給付金」・「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」のお知らせ

社会福祉課(☎65-6528)

消費税率が8%へ引上げられたことに伴い、所得の低い人への影響を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を昨年度に引き続き給付します。

また、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者への支援として、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を給付します。

<b>対象者・支給額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨時福祉給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年1月1日(基準日)時点で長浜市に住民票のある人で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護の受給者などは対象になりません。</li> <li>・支給対象者1人につき3千円(1回限り)</li> </ul> </li> <li>●障害・遺族基礎年金受給者向け給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給している人。ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した人は対象にはなりません。</li> <li>・支給対象者1人につき3万円(1回限り)</li> </ul> </li> </ul>
<b>受付期間</b>	10月3日(月)～平成29年2月3日(金) ※必着
<b>申請方法等</b>	支給対象と見込まれる人の世帯宛てに、申請書・案内チラシ等一式を9月下旬に郵送します。対象となる人は、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて <b>同封の返信用封筒で返送</b> してください。
<b>必要書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振込先金融機関口座確認書類 今回初めて申請する人や、前回と異なる口座への振込みを希望する人、代理人名義の口座への振込みを希望する人などは、口座確認書類のコピーが必要です。口座確認書類とは、金融機関名、店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードのことです。</li> <li>●支給対象者が外国人住民の場合 ・在留カード、特別永住者証明書等のコピー</li> </ul>

### ■注意事項

- 申請書に同封のチラシや記入例を必ずご確認ください。記入・押印もれや添付書類もれ、記入間違いのないようにしてください。申請書の内容に不備がある場合や必要書類がない場合は、給付金が受け取れませんのでご注意ください。
- 給付金の振込日は別途お知らせします。(指定口座への振込みまで1か月半程度かかりますのでご了承ください)
- 基準日時点で長浜市に住民票のない人は、当時お住まいの市区町村にお問合せください。受付期間外の申請や基準日時点で長浜市に住民票がない人の申請は受けられませんのでご注意ください。



### 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

「臨時福祉給付金」・「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」に関して、次のようなことは絶対にありません!

- 国や県、市職員などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付金支給のために、手数料などの振り込みを求めること。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと。
- 厚生労働省が皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会すること。

## ご利用ください「行政相談」

総務課(☎65-6506)

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間です

行政相談委員は身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記、国税などに関する国の事務で困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

### ●期間中の行政相談

- ①10月18日(火) 9時～12時  
びわ高齢者福祉センター(難波町)  
中川博子 氏
- ②10月20日(木) 9時～12時  
市社会福祉センター(高田町)  
小林喜八郎 氏
- ③10月20日(木) 9時～12時  
公立木之本公民館(木之本町木之本)  
林伊和男 氏
- ④10月21日(金) 9時～12時  
浅井支所(内保町)  
池澤修也 氏



### ●行政なんでも相談所(一日合同行政相談所)

- 【と き】10月24日(月) 13時～16時  
※受付12時30分～15時
- 【ところ】市役所本庁舎 1階多目的ルーム  
大津地方事務局・滋賀労働局・長浜市(消費生活相談)・米原市・彦根年金事務所・滋賀県司法書士会・滋賀県行政書士会・税理士・長浜公証役場・行政相談委員・滋賀行政評価事務所

## 市公共施設の指定管理者を募集しています

行政経営改革課(☎65-6702)

指定管理者として、平成29年4月から施設の管理をしていただける法人や団体を募集します。

- 募集する施設および担当課  
つじらお庄  
観光振興課(西館2階) ☎65-6521

- 指定管理予定期間  
5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日)
- 募集要項の配布  
【期限】10月31日(月)  
平日8時30分～17時15分

- 【場所】観光振興課  
※市ホームページからダウンロードすることもできます。

### ●申請書類の提出

- 【期間】10月21日(金)～31日(月)
- 【提出先】直接担当課まで。

※指定管理者制度とは  
民間の企業やNPOなどを  
を含め、法人や団体(個人  
は不可)であれば、市に代  
わって公共施設の管理運営  
を行うことができる制度で、  
民間の専門性やノウハウを  
施設の管理運営に活かすこ  
とにより、市民サービスの  
向上や経費の削減などを図  
るものです。



## 木造住宅耐震化啓発セミナーを開催します

開発建築指導課(☎65-6543)

長浜市防災訓練関連行事

### 木造住宅の耐震化を考えよう

地震防災の意識を高める場として、木造住宅の耐震化に向けた啓発セミナーを開催します。セミナーでは、実際に被災した人の体験談や、木造住宅の耐震診断、補強方法など将来に起こりうる大地震への対策の必要性を、身近な問題として考えます。

また、当日はセミナーのほかに、耐震改修個別相談会も開催します。建築の専門家が個別にお答えします。

- 【と き】10月16日(日) 9時30分～11時30分

- 【ところ】湖北公民館(湖北町速水)

- 【定員】セミナー 60人  
個別相談会 若干人

- 【参加費】無料

- 【対象】どなたでも

- 【申込み】セミナーは不要。  
個別相談会は事前に電話で担当課まで。



### 問合先・申込み

開発建築指導課(東館2階)  
☎65-6543